

審議会、委員会等の会議の公開に関する指針

(平成 18 年 2 月 7 日制定)

(目的)

第 1 条 この指針は、審議会、委員会等の会議を公開することにより、その審議状況を町民に明らかにし、審議会、委員会等のより公正な運営を確保するとともに、開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(対象とする会議)

第 2 条 対象とする会議は、行政委員会、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及び町民、学識経験者等を構成員として、審議、審査、諮問、調査等を行うために設置された審議会、懇談会、審査会、協議会等の会議（以下「審議会等」という。）とする。ただし、法令又は条例の規定により会議が非公開とされているものは除く。

(公開基準)

第 3 条 審議会等の会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とすることができる。

- (1) 試験又は検査等にかかる審議等を行うもの
- (2) 補償にかかる調査、検討、認定等を行うもの
- (3) 表彰等にかかる審査、調査、認定等を行うもの
- (4) 不服審査など争訟にかかる審議等を行うもの
- (5) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められるもの

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の公開基準に基づき、
審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

(公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する
町民に傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われる
よう会場の秩序維持に務めるものとする。

(会議開催の公表)

第6条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の1週間
前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催
する必要があるときは、この限りでない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、ホームページへの掲載、庁舎入口に設置す
る掲示板への掲示により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、会議名、開催日時、開催場所、傍聴定
員その他必要な事項とする。

附 則

この指針は、平成18年3月1日から施行する。